

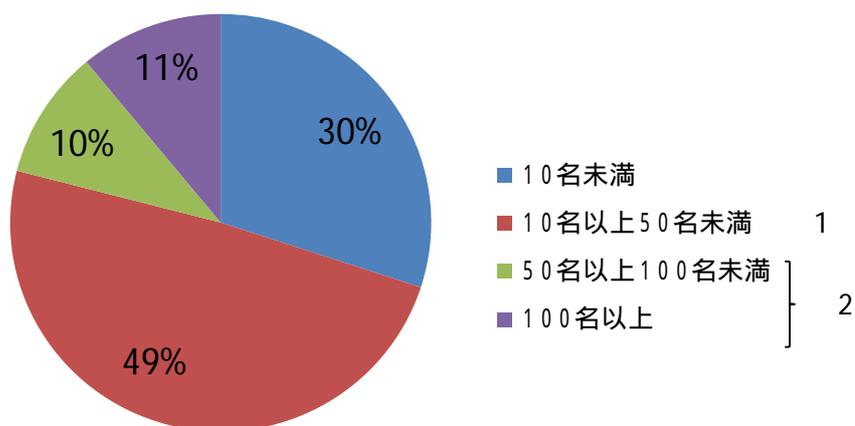
食料品製造業における食品加工用機械の安全対策に係る自主点検結果

横浜南労働基準監督署

横浜南労働基準監督署は、平成26年8月に食料品製造業の事業場に対し、平成25年10月1日から施行された食品加工用機械の安全対策実施状況について自主点検を実施しました。

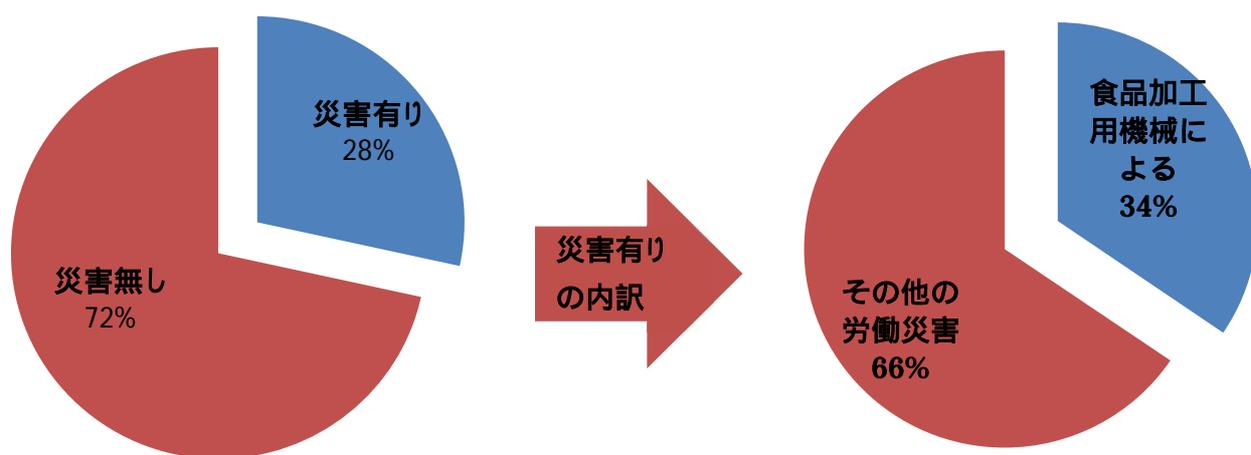
102事業場から回答があり、その結果は次の通りです。

回答事業場の労働者規模



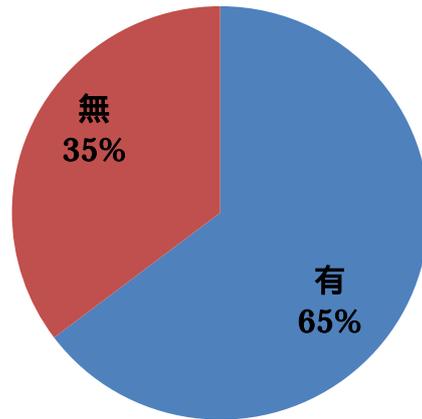
- 1 安全衛生推進者の専任義務があります。
- 2 安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任義務があります。

1 平成20年以降の労働災害の発生状況について（休業4日以上）



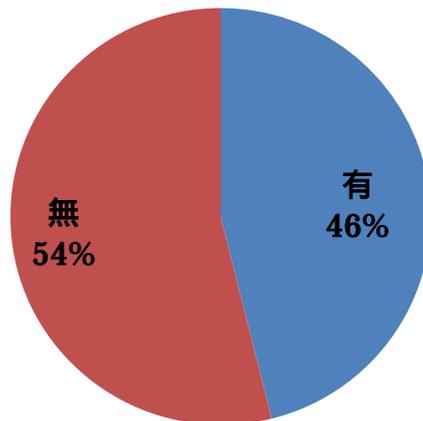
平成20年以降に28%の事業場で労働災害が発生しており、そのうち34%が食品加工用機械に起因した災害となっています。

2 食品加工用機械設置の有無

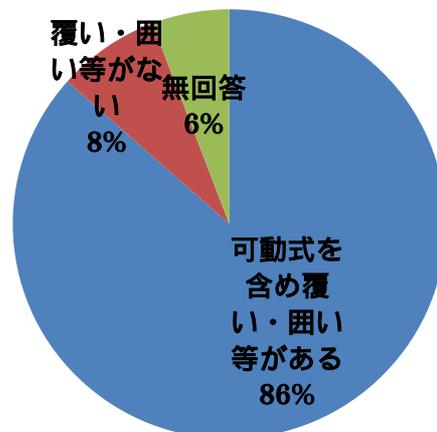


3 食品加工用切断機・切削機（スライサーなど）について

(1) 食品加工用切断機・切削機（スライサーなど）設置の有無



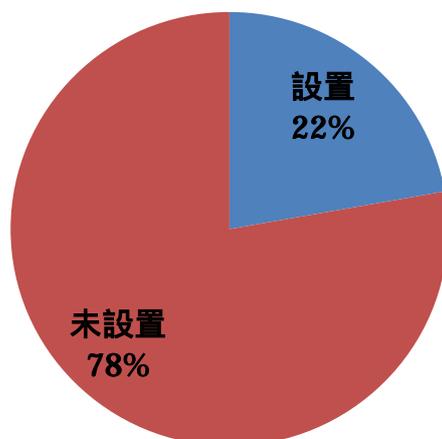
(2) 機械の刃の切断に必要な部分以外には覆い・囲い等がありますか？



留意事項 平成 25 年 4 月 12 日付基発第 0412 第 13 号通達（以下「13 号通達」という）

「覆い・囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

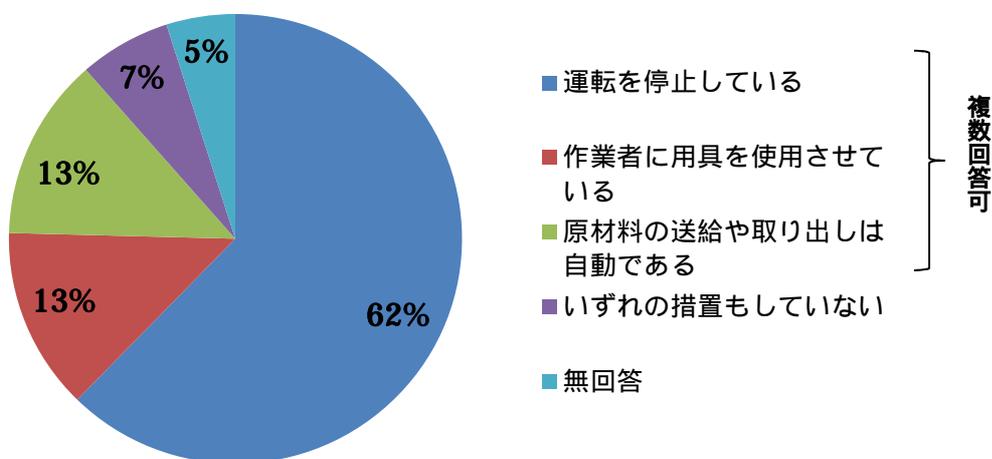
(3)(2)で覆い・囲いがあると回答した事業場においては、当該覆い・囲いにインターロック機構を設置していますか？



留意事項 「13号通達」

「覆い・囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

(4) 機械に原材料を送給し、又は取り出す場合に機械の運転を停止していますか？

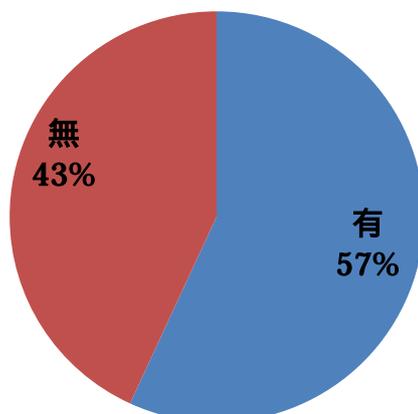


留意事項 「13号通達」

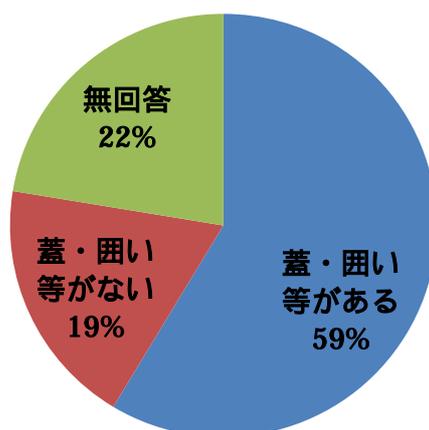
用具に含まれるもの
 可動部分との接触を防止することが出来る大きさ及び形状の押し板及び取出し器具
 (機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具に代替することは適当でない。)
 手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの
 両手操作式制御装置
 金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋(機械の危険性に応じて有効なものを選択)

4 食品加工用粉碎機・混合機（ミキサー・ミルなど）について

（１）食品加工用粉碎機・混合機（ミキサー・ミルなど）設置の有無



（２）機械の開口部から転落することによる危険がある部分には、蓋、囲い等がありますか？



留意事項 「13号通達」

「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。

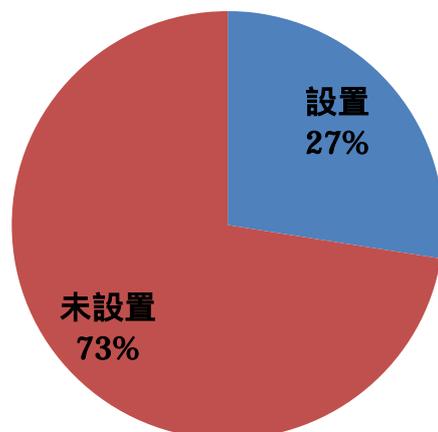
「蓋、囲い等」の「等」には、高さ90センチメートル以上の柵、可動式ガード及び光線式安全装置が含まれること。

「危険がある部分」に含まれないものは、次のア～ウのいずれにも該当するもの
ア 機械の駆動力が、労働者の自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。

イ 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。

ウ 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと。

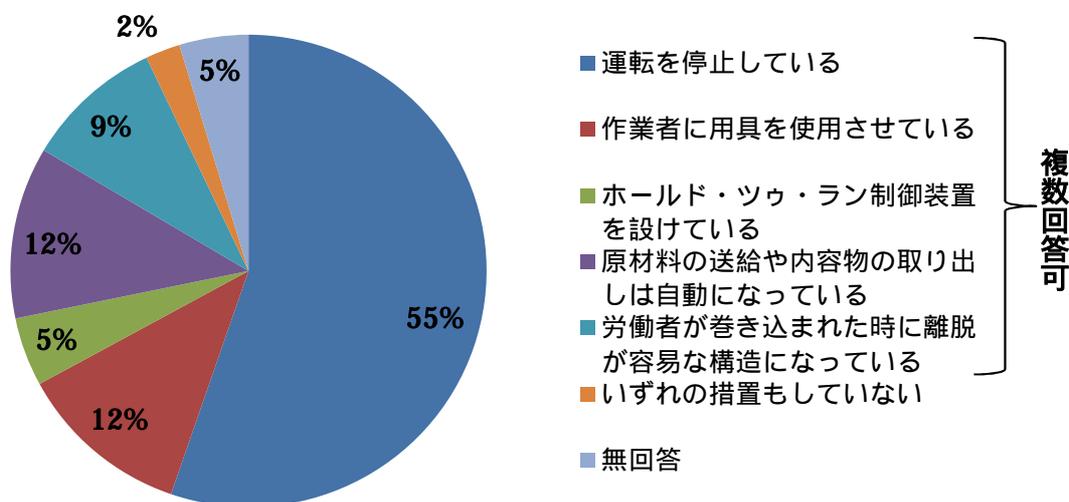
(3)(2)で蓋・囲いがあると回答した事業場においては、当該覆い・囲いにインターロック機構を設置していますか？



留意事項 「13号通達」

「蓋・囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

(4) 機械に原材料を送給し、又は、内容物を取り出す場合に機械の運転を停止していますか？



留意事項 「13号通達」

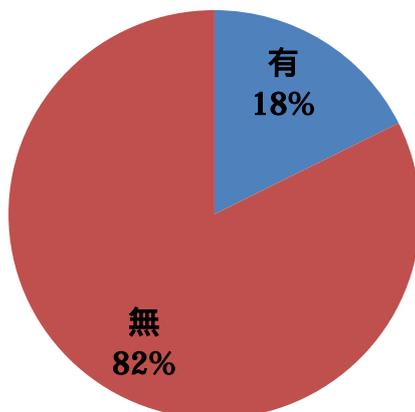
用具に含まれるもの

- ア 可動部分との接触を防止することのできる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓
(機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具に代替することは適当でない。)
- イ 可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・トゥ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げても運転させることができるもの

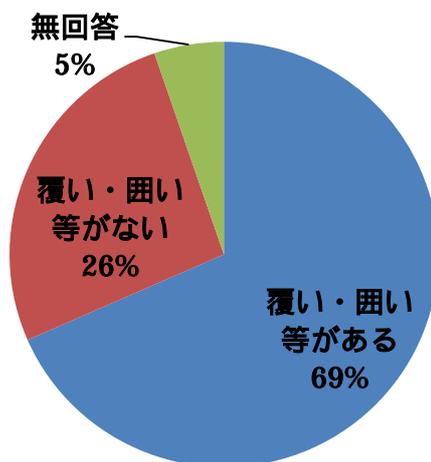
食品加工用粉砕機・混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

5 食品加工用ロール機（原材料の圧延機など）について

（1）食品加工用ロール機（原材料の圧延機など）設置の有無



（2）機械の危険がある部分には覆い、囲い等がありますか？



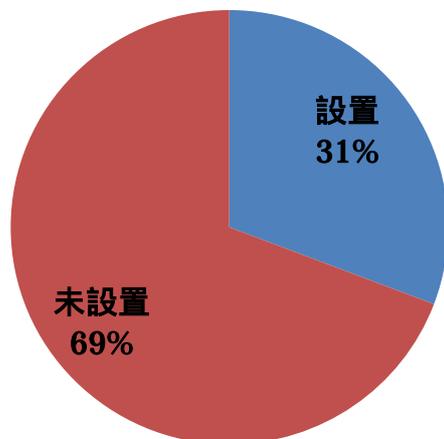
留意事項 「13号通達」

「危険のある部分」に含まれないものには、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合があること。

「覆い、囲い等」の「等」には、可動式ガード、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。

ただし、急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。

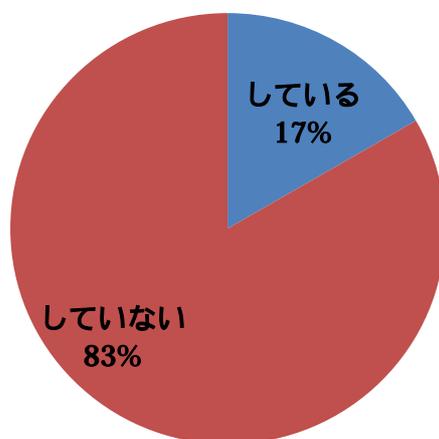
(3)(2)で覆い・囲いがあると回答した事業場においては、当該覆い・囲いにインターロック機構を設置していますか？



留意事項 「13号通達」

「覆い・囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

(4)万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造としているか？

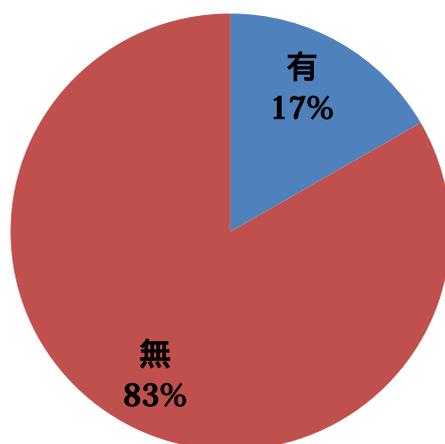


留意事項 「13号通達」

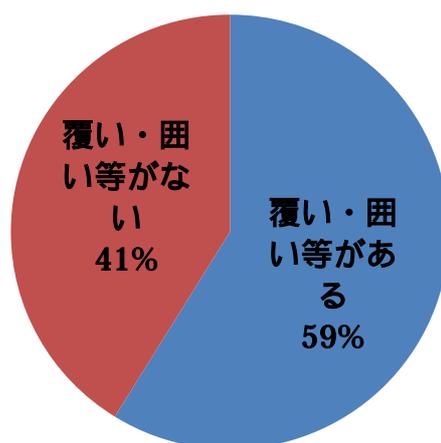
食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

6 食品加工用成形機・圧縮機（おにぎり成形機、マカロニ押し出し機など）について

（１）食品加工用成形機・圧縮機（おにぎり成形機、マカロニ押し出し機など）設置の有無



（２）機械の危険がある部分には覆い、囲い等がありますか？

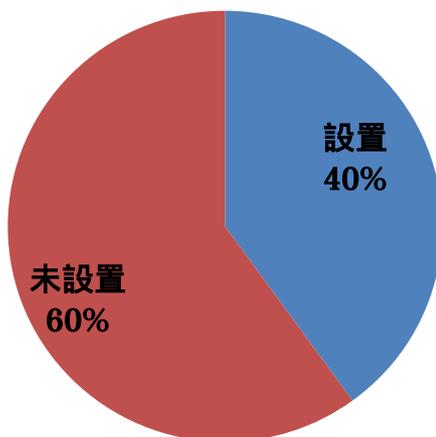


留意事項 「13号通達」

「危険のある部分」に含まれないものには、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合があること。

「覆い、囲い等」の「等」には、可動式ガード、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

(3)(2)で覆い・囲いがあると回答した事業場においては、当該覆い・囲いにインターロック機構を設置していますか？

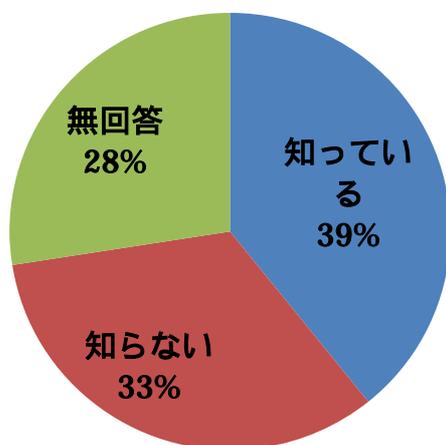


留意事項 「13号通達」

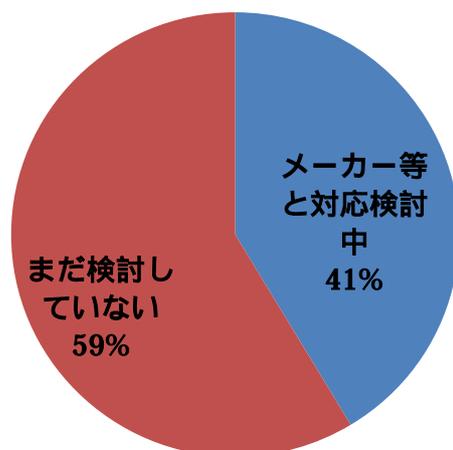
「覆い・囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。

7 その他

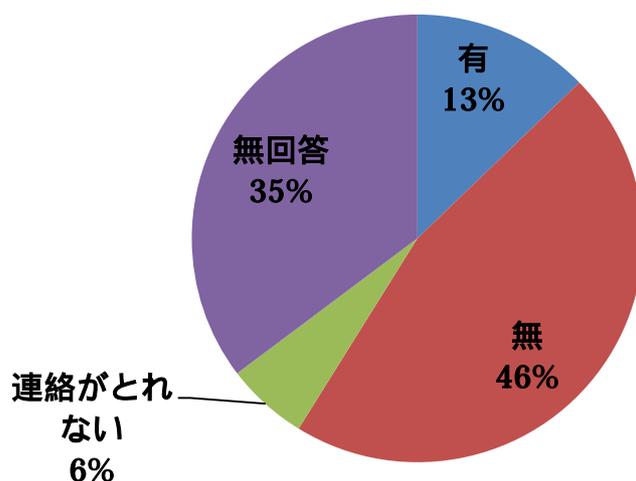
(1) 食品加工用機械について法令で覆い・囲い等の設置義務が新しく定められたことを知っていますか？



(2) 覆い・囲い等が未設置の場合、今後どのようにする予定ですか？



(3) メーカーから、食品加工用機械の法令改正について連絡がありましたか？



(4) メーカーから覆い・囲い・インターロック装置の設置について、相談、改修などの対応をしてもらえますか？

